

## 日田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 5 月 9 日改訂

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、がけ崩れ等の危険から市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により生命に危険をおよぼす恐れのある区域に存する危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対して予算で定めるところにより交付する補助金に関し、日田市補助金等交付規則（平成 9 年日田市規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等に供する部分の床面積の合計が全体床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）をいう。
- (2) 所有者等 補助対象建築物に居住する所有者若しくはその相続人、又は所有者の同意を得て補助対象事業を行う者をいう。
- (3) 既存不適格住宅 建築時には適法に建てられた建築物であって、その後の法令改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物をいう。
- (4) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定により県知事が指定する土砂災害特別警戒区域
- (5) がけ条例適用区域 大分県建築基準法施行条例（昭和 46 年大分県条例第 27 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、がけに近接する建築物に対し、建築物及び構造が制限されている範囲をいう。
- (6) 災害危険区域 県条例第 25 条の規定により県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 建築制限区域 県条例第 26 条の規定により災害危険区域内において住居の用に供する建築物の建築を制限する区域
- (8) その他の区域 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、

同項第4号に掲げる区域に指定される見込のある区域、又は事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

- (9) 危険住宅 同項第4号から第7号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又は同項第4号から第8号の区域に存する住宅のうち、建築後の大規模な地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行ったもの。ただし、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。
- (10) 代替住宅 移転先となる危険住宅に代わる住宅（移転先は市内の同項第4号から第8号の区域外に限る。）をいう。
- (11) 施工業者等 所有者等との請負契約、金銭消費貸借契約等により第4条に規定する補助対象事業を行う者

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件に該当するもの又は市長が適当と認めるものとする。

- (1) 本市の市税等を滞納していない者
- (2) 日田市暴力団排除条例（平成23年日田市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち、市内に存する危険住宅について行う事業とする。

- (1) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等を行う事業
- (2) 代替住宅建設等事業 市内の第2条第4号から第8号の区域外の市内の区域において、代替住宅の建設等を行う事業

2 補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を行うものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

（補助金等の交付の申請）

第6条 補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転工事計画書（別添様式1号）
- (2) 跡地管理誓約書（別添様式2号）

- (3) 危険住宅除却工事費の見積書の写し
- (4) 金融機関等の貸付予約通知書の写し又はこれに代わるもの
- (5) 危険住宅の位置図、配置図（がけ断面図を含む。）及び平面図
- (6) 移転先の位置図
- (7) 危険住宅の土地及び家屋の登記簿謄本
- (8) 代替住宅に係る土地の登記簿謄本
- (9) 危険住宅及び移転先の写真 各2葉
- (10) 市税等の完納証明
- (11) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容等を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、申請者に通知（様式第2号）するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 申請者は、補助金の交付決定を受けたのち、工事に着手しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事情により第6条に規定する申請を取り下げるときは、当該通知を受けたの日から起算して30日以内に補助金交付申請取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったとき、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

#### （工事着手届）

第9条 補助事業者が補助対象事業に着手するときは、事業着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

#### （補助事業の内容の変更）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助金変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業費を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業象者は、移転工事が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅除却工事費の請求書又は領収書の写し
- (2) 金融機関等の融資契約書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 除却跡地及び移転先の写真 各2葉
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(跡地の管理)

第 16 条 補助事業者は、危険住宅除却後の跡地について、市長の指示する標識を設置するなど、適正な管理を行わなければならない。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助金及び移転工事費の経費を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類とともに移転事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。